

特許法上の「発明」概念における 「自然法則」の意義について



辻本法律特許事務所
弁護士 辻本 良知

第1 はじめに

特許法29条1項は、特許を受けることができる対象として「産業上利用することができる発明」と規定しており、発明の意味に関して、同法2条1項において「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義している。

このように、特許法は、特許の対象となる「発明」につき、「自然法則」の利用を要件としていることから、自然法則を含まない法則等は「発明」に該当しないとされている。つまり、例えば、スポーツやゲームのルールのような人為的な取り決め、数学上あるいは経済学上の法則のような学問上の法則、商品の販売方法や音楽の旋律のような精神活動等は、自然法則とは異なるものとして「発明」に該当しない¹とされている。

また、特許法は、自然法則の「利用」をもって「発明」の要素としていることから、自然法則を含むものであっても「利用」の要素に欠けるならば、「発明」には該当しないことになる。例えば、慣性の法則のような自然法則そのものを発見したとしても、それ自体をもって特許法上の「発明」とすることは認められない。この点については、「利用」の要素を伴わない純然たる自然法則そのものを誰かの独占に帰せしめることは過度な独占を許容することになるから妥当でなく、自然法則の「利用」に保護を付与することが多様な技術の進展を促進して産業の発達に寄与（特許法1条）するといえるから、特許法の保護対象となる「発明」の要件として「利用」が含まれることに特段の問題はないであろう。

これに対して、「自然法則」要件は、現代のように多様な技術が進展していなかった19世紀におけるジョセフ・コーラー博士（ドイツ）の学説²に基づくものであり、新たな技術や保護の要請等をも斟酌しつつ、その意義を再検討する必要性³が認められる。

そこで、本稿においては、特許法が「発明」の要件として定める「自然法則」の意義につき検討する。

1 中山信弘「特許法 第3版」(弘文堂) 94頁～95頁

2 田村善之「特許発明の定義－自然法則の利用の要件の定義－」(法学教室252号) 13頁～18頁。

3 前掲・中山94頁。

第2 海外における「発明」の定義と「自然法則」が要件とされる根拠

1 海外における「発明」の定義

(1) 日本における「発明」の定義

日本の特許法においては、前記のとおり、2条1項において「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義づけられている。

もっとも、日本の特許法は、当初より「発明」を積極的に定義づけていたわけではなく、大正10年法の1条には単に「新規ナル工業的發明ヲ成シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受クルコトヲ得」と規定されているのみであった。

これに対して、現行特許法の上記定義規定は昭和34年に設けられたものであるところ、同定義規定を導入した趣旨⁴は、戦後の立法例に倣って、法的な用語の意義をあらかじめ明確にすることで解釈上の疑義を少なくすることや、特許法の基本問題における発明概念の重要性への配慮にある。

(2) 米国における「発明」の定義

アメリカ合衆国特許法は100条(a)において「「発明」とは、発明又は発見をいう。」と規定⁵しているのみであり、同規定を補足する規定は設けられていない。

このように、アメリカ合衆国特許法における「発明」に関する規定は、「発明」の外枠を明らかにするためのものというよりも、むしろ、「発明」に「発見」（選択発明）も含まれることを明らかにすることに意義を有するものと言うべきである。

(3) 欧州における「発明」の定義

欧州特許付与に関する条約は52条(1)において「欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される。」と規定したうえで、同条(2)において「次のものは、特に、(1)にいう発明とはみなされない。」として「(a) 発見、科学の理論及び数学的方法 (b) 美的創造物 (c) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法並びにコンピューター・プログラム (d) 情報の提示」を列挙している。そして、同条(3)は、当該(a)～(d)につき、「(2)は、欧州特許出願又は欧州特許が同項に規定する対象又は行為それ自体に関係している範囲内においてのみ、当該対象又は行為の特許性を排除する。」と規定⁶している。

このように、欧州特許付与に関する条約においても、「発明」を積極的に定義づける規定は設けられていない。

2 特許法における「発明」概念に「自然法則」が要件とされる根拠

日本の特許法が「発明」概念に「自然法則」を要求する積極的理由は必ずしも明確でないが、前記のように、特許法が「発明」の定義として「自然法則」を規定しているのはドイツのジョセフ・コーラー博士(1849-1919)の学説に基づくものと考えられていることから、日本の特許法が「発明」の要素として「自然法則」を規定するに至った根拠を検討するにあたって、コーラ

4 特許庁編「工業所有権法逐条解説」(18版)13頁。

5 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf>

6 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/epo-jyouyaku.pdf>

一博士の考えが参考になる。

コーラー博士は、その著書において「特許法ナルモノハ手工時代ノ産物ニアラズシテ人間ガ自然力ヲ支配シ自然力ヲシテ自ラ任意ニ活動セシムルガ如キ発達ヲ遂ゲタル時代の賜物ナリトス」「批ノ如キ時代ニ於イテハ人間ガ自然ヲ拘束シ自然ハ無条件ニ人間ノ意志ニ服従スルニ至ルモノトス」と述べている⁷。また、コーラー博士は、「発明」について「発明トハ技術的ニ言ヒ表ハサレタル人間思想ノ産物ナリ自然ヲ征服シ自然ノ勢力ヲ利用シテ一定ノ作用アル結果ヲ生ゼシメ之レニ因リテ人類ノ要求ヲ充タスニ足ルベキ人智ノ創造物ヲ技術的言葉ヲ以テ言ヒ表セルモノトス」とも述べている⁸。

つまり、コーラー博士は、特許制度をもって、従来の手工の時代から、人間が自然力を支配し征服して利用する時代の賜物であると述べている。コーラー博士は、その著書における上記のような考えからも明らかのように、特許制度ないし発明というものを捉えるにあたり、それまでの手工の「時代」から人間が自然力を支配し人間の意志に自然を服従させ自然の勢力を利用せしめる「時代」に変容したことを強調している。これは、コーラー博士の生きた時代が、蒸気機関に代表されるようなヨーロッパにおける産業革命の時代とほぼ同じくするという時代背景が大きく影響しているものと思われる。すなわち、ヨーロッパにおける産業革命は18世紀後半頃からイギリスではじまり、その後、ベルギー、フランス、そして、1840年代にはコーラー博士の母国であるドイツにおいても産業革命を迎えることになった。

このように、コーラー博士が生きた時代は、まさにヨーロッパにおいて産業革命が波及し、その母国であるドイツにおいても産業革命期を迎えた時期と軌を一にしている。日本の特許法における「発明」概念が、このようなコーラー博士の考え方に由来していることに鑑みるならば、その設けられている定義も、手工の時代から蒸気等のような自然力を利用する産業革命の時代への変遷を背景にしていると捉えることが自然であろう。

第3 「発明」に関する裁判例

1 日本の特許法は、上記のように「発明」の要素として「自然法則」を規定しており、裁判所においても、特許付与の対象たる「発明」への該当性をめぐって、同「自然法則」要件の充足が幾度となく争点とされてきた。

2 「自然法則」の利用を否定した裁判例

(1) 回路シミュレーション方法事件（東京高裁平成16年12月21日判決）

本件は、発明の名称を「連立方程式解法」（後に「回路のシミュレーション方法」と補正）とする発明について、特許法上の「発明」への該当性が問われたものである。

平成10年11月24日付け手続補正後の本願の請求項1記載の発明の要旨は、以下のとおりである。

【請求項1】「回路の特性を表す非線形連立方程式を、BDF法を用いて該非線形連立方程式をもとに構成されたホモトピー方程式が描く非線形な解曲線を追跡することにより数値解析する回路のシミュレーション方法において、BDF法を用いた前記解曲線の追跡における解曲線上の $j+1$ (j は整数)番目の数値解を求めるステップは、予測子と修正子とのなす角度 ϕ_{j+1} を算出し、

7 ジョセフ・コーラー「特許法原論」（巖松堂書店、小西眞雄訳）2頁～3頁。

8 前記・コーラー 24頁。

この角度 ϕ_{j+1} が所定値より大きいか否かを判定する判定ステップと、前記判定ステップにおいて、前記角度 ϕ_{j+1} が所定値より大きいと判断された場合には、前記解曲線の追跡の数値解析ステップの $j+1$ 番目の数値解を求めるステップをより小さな数値解析ステップ幅によって再実行し、 $j+1$ 番目の数値解を新たに求め直すステップと、を含むことを特徴とする回路のシミュレーション方法。」

本事案につき、東京高裁は、「数学的課題の解析方法自体や数学的な計算手順を示したにすぎないものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するものでないことが明らかである。」と述べたうえで、「本願発明の回路シミュレーションとは、本願明細書（甲2、3）及び本件技術論文（甲4）によれば、設計された回路の仕様を検証して、当該回路の直流動作点や伝達特性などを明らかにするために、設計された回路の中で成り立つ要素的關係と正確に又は近似的に同じ要素關係が成り立つような回路特性を記述した非線形連立方程式を定式化し、これを数値的に解析するものと認められる。」「本願発明の処理対象とされる「回路の数学モデル」について、特許請求の範囲には、「回路の特性を表す非線形連立方程式」と記載されるのみであって、回路の特性を物理法則に基づいて非線形連立方程式として定式化するという以上に、当該非線形連立方程式が現実の回路を構成する各素子の電気特性をどのように反映するものであるかは全く示されておらず、しかも、定式化されたモデルは数学上の非線形連立方程式そのものであるから、このような「回路の特性を表す非線形連立方程式」を解析の対象としたことにより、本願発明が、「自然法則を利用した技術的思想の創作」となるものでないことは明らか」と指摘する。

また、東京高裁は、原告が回路のシミュレーション方法に関する特許が成立した事例として主張する特許第3491132号と特許第3535731号につき、「前者の特許は、回路を定式化して方程式とする過程に関する発明であり、後者の特許は、実際の回路要素を用いた素子のモデル化に関する発明であって、いずれも、一旦定式化された後の方程式の解法に関する本願発明とは、事案を異にするものでもある」と指摘している。

(2) 省エネ行動シート事件（知財高裁平成28年2月24日判決）

本件は、発明の名称を「省エネ行動シート」とする発明（請求項の数5）⁹について、特許法上の「発明」への該当性が問われたものである。

その補正後の特許請求の範囲の請求項3は、次のとおりである（文中の「/」は、原文の改行箇所を示す。）。

【請求項3】「建物内の場所名と、軸方向の長さでその場所での単位時間当たりの電力消費量とを表した第三場所軸と、/時刻を目盛に入れた時間を表す第三時間軸と、/取るべき省エネ行動を第三場所軸と直交する第三時間軸によって特定される一定領域に示すための第三省エネ行動配置領域と、/からなり、/第三省エネ行動配置領域に省エネ行動により節約可能な単位時間当たりの電力量を第三場所軸方向の軸方向の長さ、省エネ行動の継続時間を第三時間軸の軸方向の長さとする第三省エネ行動識別領域を設けることで、該当する第三省エネ行動識別領域に示される省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量（省エネ行動により節約可能な単位時間当たりの電力量と省エネ行動の継続時間との積算値である面積によって把握可能な電力量）を示すことを特徴とする省エネ行動シート。」

本事案につき、知財高裁は、「請求項に記載された特許を受けようとする発明が、同法2条1

9 本願は、平成21年12月25日に出願した特願2009-295281号を分割出願した特願2010-82481号を、更に分割・変更等した特願2012-279524号の分割出願である。

項に規定する「発明」といえるか否かは、前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として考察した結果、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するといえるか否かによって判断すべきものである。」と述べたうえで、「本願発明の技術的意義は、「省エネ行動シート」という媒体に表示された、文字として認識される「第三省エネ行動識別領域に示される省エネ行動」と、面積として認識される「省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量」を利用者である人に提示することによって、当該人が、取るべき省エネ行動と節約できる概略電力量等を把握するという、専ら人の精神活動そのものに向けられたものであるということが出来る。」「本願発明の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等に基づいて検討した本願発明の技術的意義に照らすと、本願発明は、その本質が専ら人の精神活動そのものに向けられているものであり、自然法則、あるいは、これを利用するものとはいえないから、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」には該当しない」と判示している。

また、知財高裁は、原告による、本願発明においては、シートは典型的には紙であり、領域や領域名は典型的にはインクによって構成されており、その請求項には、紙とインクという自然物によって線画を所定位置に配置するという工夫が記載されている旨の主張につき、「特許請求の範囲の【請求項3】には、本願発明が、紙やインクによって構成されることは特定されていないから、原告の上記主張は、特許請求の範囲の記載に基づくものということとはできない。また、本願明細書を参酌しても、「省エネ行動シート」は、プリンタ装置で印刷される態様だけではなく、少なくとも、ディスプレイ装置の画面上に表示される態様も記載されているように、本願発明は、「省エネ行動シート」という媒体自体の種類や構成を特定又は限定していないから、本願発明の技術的意義が、「省エネ行動シート」という媒体自体に向けられたものではなく、専ら人の精神活動そのものに向けられたものであることは、前記(2)のとおりである。」と指摘した。

3 「自然法則」の利用を肯定した裁判例

(1) 双方向歯科治療ネットワーク事件（知財高裁平成20年6月24日判決）

本件は、米国法人である原告が特許出願した「双方向歯科治療ネットワーク」とする名称の発明について、特許法上の「発明」への該当性が問われたものである。

本件補正前の特許請求の範囲（平成16年12月28日付け手続補正書による補正後のもの。）は次のとおりである。

【請求項1】「歯科補綴材の材料、処理方法、およびプレパレートに関する情報を蓄積するデータベースを備えるネットワークサーバと；前記ネットワークサーバへのアクセスを提供する通信ネットワークと；データベースに蓄積された情報にアクセスし、この情報を人間が読める形式で表示するための1台または複数台のコンピュータであって少なくとも歯科診療室に設置されたコンピュータと；要求される歯科修復を判定する手段と；前記歯科修復の歯科補綴材のプレパレートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段とからなり、前記通信ネットワークは初期治療計画を歯科技工室に伝送し；また前記通信ネットワークは必要に応じて初期治療計画に対する修正を含む最終治療計画を歯科治療室に伝送してなる、コンピュータに基づいた歯科治療システム。」

本事案につき、知財高裁は、「本願発明1は、「歯科治療システム」に関するものであり、「データベースを備えるネットワークサーバ」、「通信ネットワーク」、「1台または複数台のコンピュータ」、「要求される歯科修復を判定する手段」及び「初期治療計画を策定する手段」をその要素として含み、「コンピュータに基づいて実現されるものである、と理解することができる。」「また、「システム」とは、「複数の要素が有機的に関係しあい、全体としてまとまった機能を発揮し

ている要素の集合体」(広辞苑第4版)をいうから、本願発明1は、上記の要素の集合体であり、全体がコンピュータに基づいて関係し合って、歯科治療のための機能を発揮するものと解することができる。」と指摘した。

そのうえで、知財高裁は、「請求項に何らかの技術的手段が提示されているとしても、請求項に記載された内容を全体として考察した結果、発明の本質が、精神活動それ自体に向けられている場合は、特許法2条1項に規定する「発明」に該当するとはいえない。他方、人の精神活動による行為が含まれている、又は精神活動に関連する場合であっても、発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである場合は、「発明」に当たらないとしてこれを特許の対象から排除すべきものではない」と一般論を述べたうえで、「請求項1に規定された「要求される歯科修復を判定する手段」及び「前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段」には、人の行為により実現される要素が含まれ、また、本願発明1を実施するためには、評価、判断等の精神活動も必要となるものと考えられるものの、明細書に記載された発明の目的や発明の詳細な説明に照らすと、本願発明1は、精神活動それ自体に向けられたものとはいいい難く、全体としてみると、むしろ、「データベースを備えるネットワークサーバ」、「通信ネットワーク」、「歯科治療室に設置されたコンピュータ」及び「画像表示と処理ができる装置」とを備え、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解することができる。」「したがって、本願発明1は、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たる」と判示した。

(2) 対訳辞書事件(知財高裁平成20年8月26日判決)

本件は、発明の名称を「音素索引多要素行列構造の英語と他言語の対訳辞書」とする発明について、特許法上の「発明」への該当性が問われたものである。

その請求項3の記載は、次のとおりである。

【請求項3】「音素索引多要素行列構造の英語と他言語の対訳辞書の段階的相互照合的引く方法。対訳辞書の引く方法は、以下の三つの特徴を持つ。一、言語音の音響物理的特徴を人間視覚の生物的能力で利用できるために、英語の音声の子音、母音子音アクセント、スペル、対訳の四つの要素を横一行にさせた上、さらに各単語の子音音素を縦一列にローマ字の順に排列(判決注「配列」の誤記と認める。誤記であることにつき審決も同じ。)させた。二、英語音声を音響物理上の特性から分類した上、情報処理の文字コードの順に配列させたので、コンピュータによるデータの処理に適し、単語の規則的、高速的検索を実現した上、対訳辞書を伝統的辞書のような感覚で引くことも実現した。三、辞書をできるだけ言語音の音響特徴と人間聴覚の言語音識別機能の特徴に従いながら引くようにする。すなわち、まずは耳にした英語の音声の子音と母音とアクセントの音響上の違いに基づいて分類処理する。次に子音だけを対象に辞書を引く。同じ子音を持った単語が二個以上有った場合は、さらにこれら単語の母音、アクセントレベルの音響上の違いを照合する。この段階的な言語音の分類処理方法によって、従来聞き分けの難しい英語音声もかなり聞き易くなり、英語の非母語話者でも、英語の音声を利用し易くなった。以下ではさらに詳しく説明する。英語の一単語に四つ以上の要素(基本情報)を持たせ、辞書としての本来の機能を果すだけでなく、これらの基本情報の段階的相互照合的構造によって、調べたい目標単語を容易に見つける索引機能も兼ねる。探したい目標単語の音声(音素)に基づいて、子音音素から母音音素への段階的検索する方法の他に、目標単語の前後にある候補単語の対訳語、単語の綴り字内容を相互に照合する方法という二つの方法によって目標単語を見つける。まずは目標単語の音声から子音音素を抽出し、その子音音素のローマ字転記列(判決注「ローマ字転記列」の誤記と

認める。誤記であることについて審決も同じ。)の a b c 順に目標単語の候補を探す、結果が一つだけあった場合は、その行を目標単語と見なし、この行にあったすべての情報を得る。子音転記の検索結果が二つ以上あった場合は、さらに個々候補の母音音素までを照合する。もしくは、前後の候補の対訳語と単語の綴り字までを参照しながら、目標単語を確定する。」

本事案につき、知財高裁は、「ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があったりする場合において、そのことのみを理由として、特許法2条1項所定の「発明」であることを否定すべきではなく、特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されていると解される場合には、同項所定の「発明」に該当するというべきである。」と指摘したうえで、「子音を優先抽出して子音音素のローマ字転記列を a b c 順に採用している点からすると、本願発明においては、英語の非母語話者にとっては、母音よりも子音の方が認識しやすいという性質を前提として、これを利用していることは明らかである。そうすると、本願発明は、人間（本願発明に係る辞書の利用を想定した対象者を含む。）に自然に具えられた能力のうち、音声に対する認識能力、その中でも子音に対する識別能力が高いことに着目し、子音に対する高い識別能力という性質を利用して、正確な綴りを知らなくても英単語の意味を見いだせるという一定の効果を反復継続して実現する方法を提供するものであるから、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されており、特許法2条1項所定の「発明」に該当するものと認められる。」と判示した。

(3) ステーキの提供システム事件（知財高裁平成30年10月17日判決）

本件は、名称を「ステーキの提供システム」とする発明について、特許法上の「発明」への該当性が問われたものである。

その請求項1の記載は、次のとおりである。

【請求項1】「A お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、B 上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、C 上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、D 上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、E 上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力することと、F 上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであることを特徴とする、G ステーキの提供システム。」

本事案につき、知財高裁は、「札によりテーブル番号の情報を正確に持ち運ぶことができるから、計量機においてテーブル番号の情報がお客様の注文した肉の量の情報と組み合わせられる際に、他のテーブル番号（他のお客様）と混同が生じることが抑制されるということができ、「札」にテーブル番号を記載して、テーブル番号の情報を結合することには、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義が認められる。また、肉の量はお客様ごとに異なるのであるから、「計量機」がテーブル番号と肉の量とを組み合わせることで出力することには、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義が認められる。さらに、「シール」は、本件明細書に「オーダー票に貼着」（【0012】）、「カットした肉Aに付す」（【0013】）と記載されているとおり、お客様の肉やオーダー票に固定することにより、他のお客様のための印しと混

じることを防止することができるから、シールを他のお客様の肉との混同防止のための印しとすることは、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義が認められる。このように、「札」、「計量機」及び「シール（印し）」は、本件明細書の記載及び当業者の技術常識を考慮すると、いずれも、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義を有すると認められる。」と指摘のうえ、「本件特許発明1は、札、計量機及びシール（印し）という特定の物品又は機器（本件計量機等）を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明1の課題を解決するための技術的手段とするものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するといえることができる。」と判示した。

第4 検 討

本稿において検討してきたように、日本の特許法は昭和34年に「自然法則を利用」という要素を取り込んだ「発明」の定義規定を設けたものの、諸外国の法令等においては、「発明」の定義を明確に定めることは必ずしも一般的ではない。これは、そもそも、特許法が極めて産業政策的な法制度であり、そこで保護の対象とされる「発明」の外枠も法制度以前に原理的に存在するものではないことによるものと思われる。

また、コーラー博士の思想に由来する「自然法則を利用」という「発明」の定義が、手工の時代から蒸気等の自然力を利用する産業革命の時代への変遷を背景にしていることをも斟酌するならば、その後、数次の産業革命を経て、産業構造や経済活動に対する考え方も変遷し、現代のIOT（Internet of Things）やAI（人工知能）を利用する第4次産業革命の時代、あるいは経済活動が活発になり人々の産業ないし経済活動が多様化している現代において、「発明」概念が時代に応じた変遷を経ることも背理ではないであろう。

そして、このような「発明」概念の変遷は、本稿において検討した各裁判例においても現れているものと思われる。

例えば、前記の回路シミュレーション方法事件（東京高裁平成16年12月21日判決）において、東京高裁が「定式化されたモデルは数学上の非線形連立方程式そのものである」として「発明」に該当しないと判示したのは、判決理由中において特許が成立した「特許第3491132号と特許第3535731号」とは「事案を異にする」と指摘されていることから推察されるように、ハードウェアとの関連付けも認められなかったことが理由¹⁰のひとつであろうと思われる。

これに対して、例えば、前記の双方向歯科治療ネットワーク事件（知財高裁平成20年6月24日判決）において知財高裁が、「データベースを備えるネットワークサーバ」、「通信ネットワーク」、「歯科治療室に設置されたコンピュータ」及び「画像表示と処理ができる装置」とを備えることを理由に「コンピュータに基づいて機能する」として、「発明」に該当すると判示したのは、ソフトウェア関連発明の一環として「自然法則」の利用が肯定¹¹されたものと思われる。

そして、前記の対訳辞書事件（知財高裁平成20年8月26日判決）において知財高裁が、「人間（中略）に自然に具えられた能力のうち、音声に対する認識能力、その中でも子音に対する識別能力が高いことに着目し、子音に対する高い識別能力という性質を利用して、正確な綴りを知らなくても英単語の意味を見いだせるという一定の効果を反復継続して実現する方法を提供するものである」と判示して「発明」への該当性を肯定したことは、人間の能力を離れた作用・法則のみな

10 相澤英孝「特許判例百選 [第4版]」5頁。

11 平嶋竜太「特許判例百選 [第4版]」7頁。

らず、人間に本来的に具えられた能力の性質を利用して一定の効果を反復継続¹²して実現する場合にも、「発明」の要素たる「自然法則の利用」を肯定¹³したものであり、コーラー博士の考える発明から距離を置く方向に踏み出したものといえるであろう。

また、ステーキの提供システム事件（知財高裁平成30年10月17日判決）において知財高裁が、「札、計量機及びシール（印し）という特定の物品又は機器（本件計量機等）を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明1の課題を解決するための技術的手段とするもの」として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当すると判示したのは、ビジネスの手順（経済活動の手法）であっても、ビジネス上の課題を解決するため、特定の物品又は機器（装置）を技術的手段として用いる場合には「自然法則の利用」が肯定され得ることを認めたもの¹⁴であり、近時の多様化する経済活動を視野に入れたものといえることができるであろう。

なお、前記の省エネ行動シート事件（知財高裁平成28年2月24日判決）において知財高裁は、「特許請求の範囲の【請求項3】には、本願発明が、紙やインクによって構成されることは特定されていない」「本願発明は、「省エネ行動シート」という媒体自体の種類や構成を特定又は限定していない」と指摘して「発明」への該当性を否定しているが、他の裁判例等をも参酌するならば、特許請求の範囲あるいは明細書等において、何らかの物品等を課題解決のための技術的手段として特定していたり、ハードウェアとの関連付けがなされたりしていれば、「発明」への該当性が肯定される可能性¹⁵も認められたと思われる。

このように、各裁判例においても、「発明」の要素たる「自然法則」の利用につき、産業政策的な理由ないし時代の変化に応じて柔軟な解釈が示されており、諸外国の法制度やコーラー博士の時代とは明らかに社会が変遷している実態に鑑みても、特許法が規定する「自然法則」の意味を厳格に捉えるのは妥当でない。自然界に存在する法則、ルール、約束事は、自然の摂理に反するものを除いて、すべて自然法則に沿ったものともいえるのであるから、時代の変遷等を勘案しつつ、自然法則に反するものでないならば「発明」への該当性を認めてよいものと思われる。

第5 おわりに

法概念の明確化による予測可能性の確保と社会的実態の変化に対応し得る柔軟性の確保とは矛盾もはらむ難しい問題ではあるが、変化の激しい経済社会との繋がりが強く、産業政策的な側面の強い特許法の特異性として、保護の対象となる「発明」の外枠については、「自然法則を利用」と規定されている法文の解釈に反しない限りでは、柔軟な対応が求められるのではないだろうか。

本稿の主題とは異なるが、自然法則に反するものは実現が不可能であり、産業上の利用可能性も認められないという関係にあることにも鑑みるならば、「発明」の要素としては「自然法則」を除いてしまい、特許法が産業政策的な法制度であることに基づき、特許法の保護対象として明記するのは産業上の利用可能性のみとするのが好ましいようにも思われる。

以 上

12 最三小判平12. 2. 29民集54巻2号709頁参照。

13 相田義明「特許判例百選 [第4版]」9頁。辻居幸一「平成21年度主要民事判例解説（別冊判例タイムズ29）」247頁。

14 田中浩之「ジュリスト」（2019年4月号1530）9頁は、「ステーキの提供システム」につき、社会的な「仕組み」を特定しているにものにすぎないと説明している。

15 西井志織「技術的思想の創作が自然法則を利用したと判断される分岐点」（知財管理Vol.67 No.3 2017）374頁、376頁～377頁。